

生駒市条例第23号

RAKU-RAKUはうす条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

RAKU-RAKUはうす条例の一部を改正する条例

第1条 RAKU-RAKUはうす条例（平成13年4月生駒市条例第12号）

の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（使用料の還付）

第8条の2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		使用料
集会室、談話スペース、和室、プレイルーム	1日券	1人200円
	回数券（1日券10枚相当分）	1,800円
	回数券（1日券20枚相当分）	3,400円
	回数券（1日券30枚相当分）	4,800円
カラオケセット		1式30分当たり100円

第2条 RAKU-RAKUはうす条例の一部を次のように改正する。

別表中「1,800円」を「1,830円」に、「3,400円」を「3,460円」に、「4,800円」を「4,890円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後のRAKU-RAKUはうす条例別表の規定は、平成29年4月1日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。